

『第56期定時株主総会招集ご通知』に関するインターネット開示情報のご案内

第56期（2019年4月1日～2020年3月31日）

- (1) 事業報告の「業務の適正を確保するための体制」
- (2) 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」
- (3) 連結計算書類の「連結注記表」
- (4) 計算書類の「株主資本等変動計算書」
- (5) 計算書類の「個別注記表」

JBCCホールディングス株式会社

法令及び当社定款第15条の規定に基づき、当社ホームページ (<https://www.jbcchd.co.jp/ir/library/meeting/>) に掲載することにより、株主の皆さんにご提供しております。

業務の適正を確保するための体制

(1) 業務の適正を確保するための体制の決議の内容の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める業務の適正を確保するための体制について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社は、コンプライアンスに関する基本原則を定める「JBグループ行動基準」を制定し、当社及び当社子会社を含むJBグループ各社の役員及び使用人全員が社会倫理及び法令に則り業務を遂行するための行動の規範としている。当社の役員は、JBグループ全体におけるコンプライアンスの遵守及びその徹底を率先垂範とともにその実践的運用を行う体制を構築し、使用人に対するコンプライアンス教育を実施する。
- ・JBグループ全体のコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握は、リスク管理委員会が管掌し、法務・コンプライアンス担当を含むコーポレートスタッフ（当社においてJBグループ全体にわたるスタッフ業務を司る部門）が適宜協議を行いながら、これを実施する。
- ・JBグループにおいて法令、社内規則や社会倫理に反すると疑われる行為があった場合、これを直接通報できる体制を確保する。このためにJBグループ各社において共通の「JBグループ内部通報規程」を定め、通報窓口として社外弁護士を含む「コンプライアンスヘルpline」を設置する。社外に向けても、メールにて外部通報を受けることをホームページで公開している。通報者においては本人の希望により匿名性が約束され安全と利益が保障される。法務・コンプライアンス担当は、通報窓口からの指摘があった場合、必要に応じ通報事実について調査を指揮・監督し適切な対策を策定する。また、代表取締役社長と協議のうえ、必要であると認められた場合、対策を実施し、さらにJBグループ内において事実を開示し対処及び結果について周知徹底する。
- ・代表取締役社長は、業務監査を行う内部監査担当を管掌し、内部監査担当は、常勤の監査等委員である取締役と意見を交換しつつ、JBグループ全体にわたる業務執行状況の監査を行う。

②取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制

- ・株主総会、取締役会、経営会議（経営全般について代表取締役からの諮問を受ける会議体）その他の重要な意思決定に係わる情報は、法令、定款及び社内規程に則り記録・保存・管理され、株主を含む権限者及び必要な関係者が閲覧できる体制を維持する。
- ・情報セキュリティ委員会は、個人情報保護を含む、情報の安全管理に関するガイドラインを定め周知徹底する。

③当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・事業の継続・発展を実現するための投資・戦略的提携などに関する事項については、コーポレートスタッフの各責任者が、所管部門に関する必要なリスク評価を行ったうえで提示する資料に基づき、取締役会もしくは経営会議において最終的に評価・決裁する。
- ・日常業務における債権管理等については、「債権保全管理規程」、「連結決算規程」及び各種の取引先選定に係わる基準等、事業遂行上のリスクを管理する規程に従い処理される。
- ・有事の対応については、職務分掌に基づく役割分担に応じコーポレートスタッフの各責任者が連携してこれにあたり、代表取締役社長がこれを統括する。経営会議及びリスク管理委員会は、平時において有事対応体制の整備を行う。
- ・リスク管理委員会は、グループの対外リスクやコンプライアンスリスクに関する施策の検討、推進を行う。BCP委員会は事業継続に関する施策について、情報セキュリティ委員会はグループのセキュリティに関する施策について、それぞれ検討、推進を行う。
- ・当社及びJBグループ各社間で経営指導契約を締結するとともに、共通の「事業会社管理規程」を制定し、当社からJBグループ各社に対する指導ないし管理等の指針を明確にする。

④当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会は、取締役の中から代表取締役社長を選定し、代表取締役社長に取締役会が定める経営機構におけるコーポレートスタッフ等を任命させる。コーポレートスタッフは、職務分掌に基づき当社の業務を執行するとともに、経営指導契約に基づきJBグループ各社の経営を支援する。
- ・取締役会の意思決定の妥当性を高めるため、法律が定める独立性要件を満たす社外取締役を任命する。JBグループ各社に対しては原則として当社の経営幹部より適切な人材を派遣し、効率的な職務の執行を支援する。
- ・取締役会が十分に機能するよう、その運営実務を遂行するための事務局を設置する。
- ・代表取締役社長は、JBグループの事業を代表する経営幹部で構成されるグループ経営会議を統括し、その効率的運営と監視・監督体制の整備を行う。
- ・各取締役の職務分掌と権限については、社外取締役を含めて適切な役割分担と連携が確保される体制を、年度初めにおける組織編成時に設定する。
- ・中期経営計画及び年度予算を策定し、グループ全体としての目標達成に向けて各分掌、各社・各部門において具体的な戦略を立案・実行できる体制を構築する。
- ・IT企業の優位性を活かし、積極的なITの有効活用を通じて業務の効率化を図る。
- ・当社及びJBグループ各社間で経営指導契約を締結するとともに、共通の「事業会社管理規程」を制定し、当社からJBグループ各社に対する指導ないし管理等の指針を明確にする。

⑤当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・ JB グループ各社にコンプライアンス推進担当者を置くとともに、当社において JB グループ各社の業務執行に関する内部監査を行う専任組織を設置する。その際、「JB グループ行動基準」は、JB グループに所属する役員及び使用人全員が業務を遂行するうえでの行動の規範であり、JB グループ各社における適切な内部統制システム整備の指針となる。
- ・ JB グループ各社の代表取締役社長により構成されるグループ経営会議を定期的に開催し、当社代表取締役社長による議事運営の下、グループ経営執行の重要課題の審議決定を行う。JB グループ各社において重要な事象が発生した場合には、当該会議における報告が義務付けられる。
- ・ グループスタッフ会議を定期的に開催し、スタッフ責任者間でグループ全体としての実務的な懸案事項の解決方法を周知し、JB グループ各社における実行を支援する。
- ・ 内部通報制度（外部通報制度を含む）を JB グループ全体として運用する。
- ・ コーポレートスタッフの財務部門責任者は、JB グループの統一会計基準を策定し、連結決算対象各社間において共通の「連結決算規程」を制定させ、主要な計数的問題状況を常時モニタリングする。
- ・ JB グループ間における会社間取引は、法令・会計原則・税法その他の社会規範に照らし適切なものであることを求められる。
- ・ 当社から JB グループ各社へ監査役を派遣することにより、内部監査部門と連携した内部統制体制に関する監査を実施する。また各社監査役と当社の常勤監査等委員である取締役で構成されたグループ監査役会を設置し、定期的に所属企業の状況に関する報告を実施する他、連携して JB グループとしての監査の実効性の向上を図る。
- ・ 当社及び JB グループ各社間で経営指導契約を締結するとともに、共通の「事業会社管理規程」を制定し、当社から JB グループ各社に対する指導ないし管理等の指針を明確にする。

⑥監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを「求めた場合」における当該使用人に関する事項

- ・ 監査等委員会の求めがあったときは、監査等委員会の職務を補助する使用人（監査等委員会スタッフ）として、特に適切な人材を配置する。

**⑦前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項及びその使用人に対する
指示の実効性に関する事項**

- ・監査等委員会スタッフについては、その独立性を確保するため、業務の執行に当たる役職には従事させず、任命、異動等人事権に係わる事項の決定には常勤監査等委員の事前の同意を得る。
- ・監査等委員会スタッフの人事考課については、その適切な職務遂行のため、常勤監査等委員が行い、人事異動は常勤監査等委員である取締役と取締役が協議のうえ実施する。

⑧当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役、使用人が監査等委員に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制

- ・常勤監査等委員は、取締役会の他、経営会議等の重要な意思決定が行われる会議へ出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じてJBグループ各社の取締役及び使用人から説明を求めることができる。
- ・代表取締役社長及び業務を担当する取締役は、取締役会において定期的にあるいは隨時、その担当する業務の執行状況の報告を行う。
- ・取締役は、重大なコンプライアンス違反、信用毀損他、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があること等を発見したときは、直ちに監査等委員会に報告する。
- ・当社及びJBグループ各社の取締役ならびに使用人は、監査等委員会が持株会社としての当社事業の報告を求めた場合、または監査等委員会がJBグループの業務及び財産の状況を調査する必要があり求めた場合は、迅速かつ的確にこれに対応する。
- ・当社及びJBグループ各社の全ての取締役及び使用人は、JBグループ行動基準に基づき、JBグループが関わる違法、不正または不適切な事象について、これを知ったときは全て上司に報告し、適切な指示を仰ぎ処置を行うべき責務を担う。また行動基準は、上司による隠匿や放置の可能性が認められる場合、これを見逃すことは法的な責任につながる可能性があることを明示し、内部通報制度に基づく直接の通報を奨励する。グループの内部通報の担当者は、内部通報制度（コンプライアンスヘルpline）の窓口となり、法令に基づく取締役からの報告の他、全ての使用人及びJBグループ各社の取締役、監査役ならびに使用人からJBグループが関わる違法、不正または不適切な事象に関する報告を受けこれに対処する。
- ・内部通報規程は、通報者が通報を行ったことにより不利益を被ってはならないことを明示し、制度的保護を保障する。

- ⑨その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・会計監査人である監査法人から監査等委員会への監査計画及び監査結果についての説明会を設ける。
 - ・監査等委員会と会計監査人及び内部監査部門との情報及び意見交換の機会を設ける。
 - ・グループ監査役会においては、担当する各社の状況報告のみならず、積極的に意見交換及び提言を行い、常勤監査等委員と連携して問題解決に当たる。
 - ・監査等委員会が監査（調査を含む）のために要する費用については当社がこれを負担するものとし、予め年間の監査計画に基づき経費予算を計上する。

（2）業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、2016年6月16日付で監査等委員会設置会社へ移行いたしました。この移行により、取締役会においては執行機能と監督機能の分離を明確化しコーポレートガバナンスの実効性を高めるとともに、意思決定のさらなる迅速化を図っております。

当期に実施しました主な取り組みについては以下のとおりです。

【リスク管理に関する取り組み】

- ・当期はリスク管理委員会において、重点的に管理するリスクをコンプライアンスリスク（内部通報・内部監査）、災害リスク（B C P）、情報漏洩リスク（情報セキュリティ）、内部統制の不備リスク（J-SOXを含む内部統制システム）の4つとし検討・推進してまいりました。なお、その他リスクについては、各コーポレートスタッフにて適切に把握・対策を行い、その対応状況やリスクの重大化懸念のある事項については、リスク管理委員会で報告し必要に応じ審議することとしています。またリスク管理委員会で審議した結果については、取締役会に報告し問題意識を共有いたしました。

【コンプライアンスに関する取り組み】

- ・コンプライアンスに関する基本原則を定める「JBグループ行動基準」に基づき、全グループにおいてコンプライアンスの教育を実施いたしました。教育内容は、「JBグループ行動基準」の全体の理解、個人情報及び特定個人情報の取扱い、情報漏えい等のセキュリティ対策、ソーシャルメディア利用に関する指針、内部統制に関する考え方等をテーマとし、実施後には理解度テストも行い定着化に努めております。
- ・JBグループ内で生じた、社会倫理に反する行為や、法令・規程違反等のコンプライアンス問題について、「JBグループ内部通報規程」に基づき、相談・通報の窓口として、法務・コンプライアンス部門所管の下「コンプライアンスヘルpline」を設置しております。JBグループ社員に対しては、安全に通報者の匿名性を確保していることを周知し有效地に活用することを推進した結果、相談・通報も数件寄せられて、いずれも早期の問題発見と対処、解決の効果が着実に上がっておりまます。

【情報セキュリティ・BCPに関する取り組み】

- ・情報セキュリティについては、情報セキュリティ委員会において、グループのセキュリティ監視・運用体制の見直し、Pマーク要求事項の改訂による規程や運用の更新、またネットワーク等の脆弱性診断による対策措置を実施し、セキュリティレベル向上の取り組みを行いました。
- ・BCPについては、BCP委員会において、大規模災害対策、事業継続計画の見直しと策定、災害発生を想定した訓練を実施いたしました。また新型コロナウイルス対応について、人事部門と連携し、日常の感染予防、罹患した場合の対応など社員に周知するとともに安否確認システムにより社員の健康状態の把握を実施し、在宅テレワークやお客様とのWEB会議により集まるることを回避する対応等実施いたしました。
- ・委員会として全体の進捗、課題等については取締役会及び経営会議へ報告いたしました。

【子会社管理に関する取り組み】

- ・JBグループ各社の代表取締役社長により構成されるグループ経営会議を定期的に開催し、各社の予算進捗状況の確認やJBグループ経営に係わる情報共有を行っております。またJBグループ各社から当社に対し事前に承認・報告すべき事項を定めた事業会社管理規程に基づき、必要に応じて、JBグループ会社から審議課題の付議・報告がなされました。

【内部監査及び監査等委員会監査に関する取り組み】

- ・内部監査部門は、全社的な内部統制の内容を適切に理解及び分析したうえで、業務プロセスにおける内部統制の評価対象を選定し、その整備・運用状況等や評価結果について意見交換を行い、監査の実効性を図りました。
- ・常勤監査等委員は、取締役会、経営会議、グループ経営会議等主要な会議に出席し取締役及び使用人等からその職務の執行状況の報告等を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類を閲覧するとともに、JBグループ会社の主要な事業所への往査を実施いたしました。またJBグループ各社の監査役で構成されたグループ監査役会を開催し、リスクや懸念事項の情報共有も行いました。
- ・監査等委員会は、常勤監査等委員より上記の報告を受けるとともに、取締役会においては、取締役から職務の執行状況の報告等を受け、必要に応じて説明を求め、取締役の業務執行が適切に行われているか確認をしております。また四半期に1回、代表取締役及び社外取締役を交えて、意見交換を行い監査の実効性を図っております。
- ・会計監査人については、監査の独立性と適正性を監視しながら、四半期ごとに監査結果報告を受け、意見交換等を行いました。

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から)
(2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	4,713	4,885	6,823	△1,169	15,253
当 期 変 動 額					
剩 余 金 の 配 当	—	—	△875	—	△875
親会社株主に帰属する当 期 純 利 益	—	—	1,951	—	1,951
自 己 株 式 の 処 分	—	19	—	34	53
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	△875	△875
株主資本以外の項目の当 期 変 動 額 (純額)	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	19	1,076	△841	254
当 期 末 残 高	4,713	4,905	7,899	△2,011	15,507

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他の有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当 期 首 残 高	918	△1	△435	481	18	15,753
当 期 変 動 額						
剩 余 金 の 配 当	—	—	—	—	—	△875
親会社株主に帰属する当 期 純 利 益	—	—	—	—	—	1,951
自 己 株 式 の 処 分	—	—	—	—	—	53
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—	—	△875
株主資本以外の項目の当 期 変 動 額 (純額)	△355	0	96	△258	1	△256
当 期 変 動 額 合 計	△355	0	96	△258	1	△2
当 期 末 残 高	562	△1	△338	222	20	15,750

連 結 注 記 表

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数

11社

主要な連結子会社の名称

J B C C 株式会社

J B サービス株式会社

(2) 非連結子会社の状況

主要な非連結子会社の名称等 Innovasity, Inc.

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 1社

亀田医療情報株式会社

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社の名称等

主要な非連結子会社 Innovasity, Inc.

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、佳報（上海）信息技術有限公司 及び JBCC(Thailand)Co.,Ltd. の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。また、その他の連結子会社の決算日と連結決算日は一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
満期保有目的の債券	償却原価法(定額法)
その他有価証券	
時価のあるもの	連結決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
時価のないもの	移動平均法による原価法

②たな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）	によっております。
商品、原材料	主として移動平均法
製品、仕掛品	総平均法（但し、ソフトウェア仕掛品は個別法）
貯蔵品	先入先出法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

(リース資産を除く)	(i)建物及び構築物 定率法を採用しております。耐用年数は2年から45年であります。 なお、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
	(ii)工具、器具及び備品 定率法を採用しております。耐用年数は2年から20年であります。

②無形固定資産

(リース資産を除く)	定額法を採用しております。 なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年以内）に基づく定額法、市場販売目的ソフトウェアについては、見込有効期間（3年以内）に基づく償却額と見込販売数量に基づく償却額のいずれか大きい額により償却しております。
------------	--

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
----------------------------	-------------------------------------

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（1年～10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。当社及び連結子会社の一部は退職一時金制度の他に、確定拠出年金制度を採用しており、確定拠出年金制度については、要拠出額をもって費用処理しております。なお、退職者に係る閉鎖型確定給付企業年金が当社の契約として残っております。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

- ①完工工事高及び完成工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準を適用し、その他の工事契約については工事完成基準を適用しております。なお、工事進行基準を適用する工事の当連結会計年度末における進捗率の見積りは、原価比例法によっております。

- ②消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

5. 表示方法の変更に関する注記

- (連結貸借対照表)

前連結会計年度まで流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「未収入金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しました。

なお、前連結会計年度の「未収入金」は56百万円あります。

6. 会計上の見積りの変更に関する注記

- (資産除去債務の見積りの変更)

当連結会計年度において、当社の不動産賃貸契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、原状回復費用の新たな情報の入手に伴い、見積りの変更を行いました。この見積りの変更による総資産への影響額は277百万円であります。

なお、当該見積りの変更により、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ118百万円減少しております。

II. 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保提供資産

担保資産の内容及びその金額

建物	16百万円
土地	402百万円
合計	418百万円

担保に係る債務の金額

短期借入金	230百万円
	2,850百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

3. 取引銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメントライン契約を締結しております。

これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次の通りであります。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	14,550百万円
借入実行残高	330百万円
借入未実行残高	14,220百万円

III. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式	17,773,743株
------	-------------

2. 当連結会計年度末の自己株式の種類及び総数

普通株式	1,765,445株
------	------------

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年4月26日 取締役会	普通株式	461	28.00	2019年3月31日	2019年6月21日
2019年10月29日 取締役会	普通株式	413	25.00	2019年9月30日	2019年12月2日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年5月12日 取締役会	普通株式	利益剰余金	400	25.00	2020年3月31日	2020年6月22日

IV. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当グループは、必要に応じ、銀行借入等により資金を調達しております。資金運用については、預金その他の安全性の高い金融商品に限定して運用を行います。デリバティブはリスクヘッジ目的に限って利用する可能性がありますが、投機的な取引は行わない方針です。

受取手形及び売掛金は、お客様の信用リスクに晒されておりますが、社内規程に従い、与信管理及び売掛金回収管理を行っております。お客様ごとに回収遅滞管理及び与信残高管理を行うとともに、信用状況の定期的なモニタリングを行い、年2回の頻度で与信限度額の定期的見直しを行っております。

また、投資有価証券は主として株式であり、その大半が当グループの業務上関係を有する取引先企業の株式です。これらは、市場価格の変動リスクや発行体の信用リスクに晒されていますが、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握するようにしております。

営業債務である支払手形及び買掛金は概ね短期の支払期日であります。また、短期借入金は主に運転資金の確保を目的とした資金調達であり、長期借入金は主に設備投資及び長期運転資金に係る資金調達です。

営業債務及び借入金は流動性リスクに晒されておりますが、各社ごとに資金繰り見通しを作成し、当社においてグループ内の事業会社各社の資金ニーズを把握し、グループファイナンスにより事業会社間で資金の融通を行うことにより、資金を効率的に使用しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

(単位：百万円)

	連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	9,605	9,605	-
(2) 受取手形及び売掛金	10,995	△100	-
貸倒引当金	△100		
	10,894	10,894	-
(3) 未収入金	3,079	3,079	-
(4) 投資有価証券			-
満期保有目的の債券	500	453	△46
その他の有価証券	1,839	1,839	-
	2,339	2,293	△46
(5) 敷金及び保証金	945	945	-
(6) 支払手形及び買掛金	4,587	4,587	-
(7) 短期借入金	330	330	-
(8) 未払法人税等	702	702	-
(9) リース債務 (1年以内返済予定のものも含む)	709	708	△0

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、並びに(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提供された価格によっております。

(5) 敷金及び保証金

これらの時価については、時価を把握することが極めて困難と認められるため、当該帳簿価額によっております。但し、退去時期が明確な物件に係る敷金及び保証金については、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(6) 支払手形及び買掛金、(7) 短期借入金、並びに(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(9) リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入またはリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額171百万円）及び非上場の関係会社株式（連結貸借対照表計上額120百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

V. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	982円62銭
2. 1株当たり当期純利益	119円80銭

VI. 重要な後発事象に関する注記

（取得による会社結合）

当社は、2020年2月27日開催の取締役会において、当社の連結子会社である株式会社シーアイエス（以下「C I S」）が、株式会社フィニティ（以下「フィニティ」）の全株式を取得し、子会社化することについて決議し、同日付で株式譲渡契約を締結し、2020年4月1日付で全株式を取得いたしました。

(1)企業結合の概要

①被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称：株式会社フィニティ

事業の内容：情報処理システムの開発及びコンサルティング等

②企業結合を行った主な理由

本件株式取得は、C I Sとフィニティが資本関係を持ち強力なパートナーシップを結ぶことにより、お客様の最大の関心事である老朽化したシステムの再構築への対応力を飛躍的に高めるとともに、C I Sが有するA Iソリューションやクラウド技術と組み合わせることにより、お客様の幅広いご要望とニーズにワンストップで対応できる体制が整います。さらに、フィニティの開発リソースとC I Sの営業力の相乗効果により、双方にとってビジネスチャンスが拡大いたします。また、当グループのJ B C C株式会社において先行して取り組んでいる超高速開発手法やコンテナ技術を適用することにより、より付加価値の高いソリューション&サービスをお客様に提供することが可能になります。

③企業結合日

2020年4月1日

④企業結合の法的形式

株式取得

⑤結合後の企業の名称

株式会社フィニティ

⑥取得した議決権比率

100%

⑦取得企業を決定するに至った主な根拠

C I Sが現金を対価として株式を取得したことによるものです。

(2)被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の原価	現金	800百万円
取得原価		800百万円

(3)主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザリーに対する報酬・手数料等： 1百万円

(4)発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

該当事項はありません。

(5)企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定しておりません。

VII. その他の注記

1. 退職給付制度終了損及び退職給付信託解約損

当社及び連結子会社5社は、従来確定給付型の退職一時金制度を採用しておりましたが、2020年4月1日に確定拠出型の退職給付制度へ移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号 平成28年12月16日改正）及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取り扱い」（実務対応報告第2号 平成19年2月7日改正）を適用しています。

また、連結子会社3社において設定しております退職給付信託を解約し、返還を受けました。本移行に伴い、当連結会計年度において退職給付制度終了損247百万円及び退職給付信託解約損137百万円を計上しております。

2. 減損損失

①減損損失を認識した資産

場所	用途	種類	減損損失
神奈川県川崎市	社宅	土地	23百万円
		建物	15百万円
		機械装置	1百万円

②減損損失の認識に至った経緯

報告セグメントに帰属しない全社資産において、売却を決議した資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。なお、当該減損損失の計上額は、当連結会計年度において40百万円であります。

③資産のグルーピングの方法

当社グループは管理会計上の区分に従って資産グルーピングを行っております。また、遊休資産及び売却予定資産については個別に取り扱っております。

④回収可能価額の算定方法

回収可能価額は正味売却価額により測定しており、売買契約に基づく売却価額により評価しております。

* 本連結計算書類中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から)
(2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

資本金	株主資本						
	資本		剰余金	利益			剰余金
	資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金			
当期首残高	4,713	4,786	22	208	180	56	3,197
当期変動額							
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	△875
当期純利益	—	—	—	—	—	—	722
自己株式の処分	—	—	19	—	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—
固定資産圧縮積立金の取崩し	—	—	—	—	—	△56	56
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	19	—	—	△56	△96
当期末残高	4,713	4,786	41	208	180	—	3,101

(単位：百万円)

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
当期首残高	△1,169	11,995	731	12,726
当期変動額				
剰余金の配当	—	△875	—	△875
当期純利益	—	722	—	722
自己株式の処分	34	53	—	53
自己株式の取得	△875	△875	—	△875
固定資産圧縮積立金の取崩し	—	—	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	△224	△224
当期変動額合計	△841	△974	△224	△1,199
当期末残高	△2,011	11,020	506	11,526

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- (2) 満期保有目的の債券 債却原価法(定額法)
- (3) その他有価証券

①時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

②時価のないもの

2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産
(リース資産を除く)

定率法を採用しております。なお、耐用年数は2年から45年であります。

但し、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

定額法を採用しております。

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年以内）に基づく定額法、市場販売目的ソフトウェアについては、見込有効期間（3年以内）に基づく償却額と見込販売数量に基づく償却額のいずれか大きい額により償却しております。

- (2) 無形固定資産
(リース資産を除く)

- (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付債務から年金資産及び未認識数理計算上の差異を控除した額を計上しております。数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（1～10年）による定額法により、翌事業年度から費用処理することとしております。当社は退職一時金制度の他に確定拠出年金制度を採用しており、確定拠出年金制度部分については、要拠出額をもって費用処理しております。なお、グループ会社の退職者に係る閉鎖型確定給付企業年金が当社の契約として残っております。

4. 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は当事業年度の費用として処理しております。

5. 会計上の見積りの変更に関する注記

（資産除去債務の見積りの変更）

当事業年度において、当社の不動産賃貸契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、原状回復費用の新たな情報の入手に伴い、見積りの変更を行いました。この見積りの変更による総資産への影響額は170百万円であります。

なお、当該見積りの変更により、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ67百万円減少しております。

II. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	1,461百万円
2. 関係会社に対する金銭債権	
短期金銭債権	862百万円
長期金銭債権	237百万円
3. 関係会社に対する金銭債務	
短期金銭債務	8,894百万円
4. 取引銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメントライン契約を締結しております。 これらの契約に基づく当事業年度の借入未実行残高は次の通りであります。	
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	12,000百万円
借入実行残高	
借入未実行残高	12,000百万円

III. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高の総額	
営業取引による取引高の総額	
営業収益	2,360百万円
営業費用	290百万円
営業取引以外の取引による取引高の総額	86百万円

IV. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首数	当事業年度数	当事業年度数	当事業年度末数
株式	式	增加数	減少数	式
普通株式	1,273,935	529,010	37,500	1,765,445

- (注) 1. 自己株式の数の増加は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得518,400株、譲渡制限付株式の無償取得10,422株及び単元未満株式の買取り188株による増加分であります。
 2. 自己株式の数の減少は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分37,500株の減少分であります。

V. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

会社分割による子会社株式	1,802百万円
貸倒引当金	78百万円
退職給付引当金	24百万円
投資有価証券	41百万円
資産除去債務	156百万円
会員権	17百万円
子会社株式	93百万円
その他	51百万円
繰延税金資産小計	2,266百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	-
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△399百万円
評価性引当額小計	△399百万円
繰延税金資産合計	1,867百万円
(繰延税金負債)	
有形固定資産	△70百万円
その他有価証券評価差額金（益）	△173百万円
前払年金費用	△12百万円
繰延税金負債合計	△256百万円
差引：繰延税金資産（負債）の純額	1,610百万円

VI. 関連当事者との取引に関する注記
子会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注)2	科目	期末残高
子会社	J B C C 株式会社	(所有) 直接 100	経営指導 事務所等の賃貸 資金の貸借取引 役員の兼務	経営指導料・事務手数料(注) 1(1)	947	未収入金	216
				受取配当金(注) 1(3)	549	-	-
				資金の貸借取引(注) 1(2)	1,808	預り金	5,363
				支払利息及び割引料	13	-	-
	株式会社 シーアイエス	(所有) 直接 100	経営指導 資金の貸借取引 事務所等の賃貸	資金の貸借取引(注) 1(2)	890	関係会社短期貸付金	400
	J B サービス株式会社	(所有) 直接 100	経営指導 事務所等の賃貸 資金の貸借取引 役員の兼務	経営指導料・事務手数料(注) 1(1)	212	未収入金	96
				資金の貸借取引(注) 1(2)	557	預り金	2,337
	J B アドバンスト・テクノロジー株式会社	(所有) 直接 100	経営指導 事務所等の賃貸 資金の貸借取引 役員の兼務	資金の貸借取引(注) 1(2)	-	預り金	700
	C & C ビジネスサービス株式会社	(所有) 直接 100	事務所等の賃貸 業務委託 資金の貸借取引 役員の兼務	資金の貸借取引(注) 1(2)	26	預り金	155
				業務委託料(注) 1(1)	237	未払金	38
	JBCC(Thailand)Co.,Ltd.	(所有) 直接 49.0	資金の貸借取引	資金の貸借取引(注) 1(2)	-	関係会社長期貸付金 貸倒引当金	237 △237

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 経営指導料・事務手数料、業務委託料については、年度協議により決定しております。
- (2) 資金の貸借取引は当グループで行っているグループファイナンスに係るものであり、利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。
- (3) 受取配当額については、財務状況を勘案して配当額を決定しております。

2. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

VII. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額
2. 1株当たり当期純利益

720円06銭
44円38銭

VIII. 重要な後発事象に関する注記

該当する事項はありません。

IX. その他の注記

1. 関係会社株式評価損

関係会社株式評価損は、当社が保有するアイ・ラーニング株式について、帳簿価額に対して実質価額が著しく低下したことにより減損処理しております。

*本計算書類中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。